

奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画第五次計画を変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条の二第三項において準用する同法第四条第五項の規定により公表します。

なお、この計画書は、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において縦覧に供します。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真